

議会のあり方調査特別委員会 条例等検討分科会 記録	
開 会 年 月 日	平成29年 4 月 19 日
開 会 時 刻	午後 0 時 59 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 49 分
出 席 委 員 名	○鈴木 豊司 楠木 宏彦 世古 明 福井 輝夫
	辻 孝記 藤原 清史 小山 敏 佐之井久紀
	浜口 和久 (議長)
欠 席 委 員 名	◎中村 豊治
署 名 者	—
担 当 書 記	森田 晃司
審 査 案 件	議会基本条例骨子について
	議員倫理条例骨子案について
	今後のスケジュールについて
	次回の会議について
説 明 者	野中議事係長、森田書記

会議の概要

鈴木副会長開会を宣言。その後、直ちに会議に入り、「議会基本条例骨子について」を議題とし、事務局から変更案について説明の後、「5 議長の責務と役割」、「6 大規模災害時の議会の対応」及び「13法第96条第2項の議決事件」の文言の修正が確認された。なお、専門家の法的なチェックの後、次回の会議で条文案及び逐条解説案を確認することとした。

続いて、「議員倫理条例骨子案について」を議題とし、「5 納税等状況報告書の提出」、「6 審査の請求」、「7 審査会の設置等」及びその他として、「4 政治倫理基準」について、協議がされた。

続いて、「今後のスケジュールについて」を議題とし、協議の結果、議会基本条例、議員政治倫理条例ともに9月制定を目指し、それに向けて協議を行っていくことが確認された。

その後、次回の会議について決定し、分科会を閉会した。

協議の内容

○議会基本条例骨子について

- ・「5 議長の責務と役割」、「6 大規模災害時の議会の対応」及び「13法第96条第2項の議決事件」については、ですます調に修正することが確認された。
- ・以上の修正で、骨子を確定することが確認された。
- ・今後の流れについては、専門家の法的なチェック後に、条文を確認することが確認された。また、逐条解説については、正副会長に一任され、作成後に確認することとなった。

○議員倫理条例骨子案について

- ・「5 納税等状況報告書の提出」については、「原案どおり」とする発言の他、「不要ではないか」、「入れるのであれば、『4 政治倫理基準』に入れてはどうか」との発言があり、次回以降改めて協議することが確認された。
- ・「6 審査の請求」については、次のとおり発言があり、協議を行った結果、市民の要件については「有権者の100分の1以上、議員の要件については2会派以上かつ議員定数の4分の1以上」とすることが確認された。

【発言】 1 市民の要件について

- ・市民の要件は不要。入れるのであれば100分の1以上が妥当。
- ・100分の1以上
- ・20分の1以上

2 議員の要件について

- ・8人以上

- ・議員定数の8分の1以上
 - ・議員3人以上
 - ・市民、議員ともに根拠がないので決められない。
- ・「7審査会の設置等」については、次のとおり発言があり、協議を行った結果、委員については、「有識者5人以上、必要があれば議員を委員に委嘱することができる」とすることが確認された。

【発言】1 委員の構成について

- ・議員のみで8人
 - ・9人とし、外部委員も必要。割合はまとまっていない。
 - ・9人以内とし、6（議員）：3（外部委員）
 - ・10人以内とし、全て外部委員
 - ・（他市の例を参考に）全て有識者で5人以内とし、必要に応じて議員を委員に委嘱
 - ・市民、議員ともに根拠がないので決められない。
- ・その他として、「4政治倫理基準」（4）「市から直接補助金又は補償費等の交付を受けている団体を代表する役員に就任しないこと」については、福井委員から「副代表はいいのか。また、団体は具体的に何を指すのか」との発言があり、議会事務局から「申し合わせ事項を文章化したのみで何も決まっていない」と説明し、協議を行った結果、次回、議会事務局から団体について具体例を提案し、内容について整理していくことが確認された。

○今後のスケジュールについて

- ・今後のスケジュールについては、副会長から「条例制定の時期はいつにするのか。また、市民周知の方法はどうするのか」との発言があり、辻委員から「パブリックコメントの返答を考慮すると9月制定は難しいのではないかと」、世古委員から「9月制定を目指してスケジュールを作成してはどうか」、楠木委員から「パブリックコメントをするのか、議会報告会をするのか決まっていない上に、議会のあり方調査特別委員会全体会をしていかないといけないため、難しいのではないかと」、小山委員から「拙速にするのではなく、先送りしてはどうか」、佐之井委員から「市民の声を聞くことは大切、議会報告会は開催する必要があるが9月制定は難しいのではないかと」、福井委員から「スケジュールは厳しいが9月制定を目指してやってみてはどうか」との発言があり、協議を行った結果、議会基本条例、議員政治倫理条例ともに9月制定を目指し、それに向けて協議を進めていくことが確認された。また、それに伴うスケジュール案は事務局から次回の会議で提案することが確認された。

○次回の会議について

【開催日時】 5月18日（木）13時30分から

【協議内容】 議会基本条例骨子について、議員倫理条例骨子案について、具体的検討項目について（予定）

上記署名する。

平成 29 年 4 月 19 日

会 長